

令和2年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

56

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療・福祉

提案事項(事項名)

地域少子化対策重点推進交付金の運用改善

提案団体

秋田県、男鹿市、湯沢市、鹿角市、大仙市、仙北市、小坂町、三種町、井川町、埼玉県、山梨県

制度の所管・関係府省

内閣府

求める措置の具体的内容

地域少子化対策重点推進交付金について、都道府県が市町村に間接補助する結婚新生活支援事業は、夫婦の年齢が共に34歳以下かつ世帯所得340万円未満と要件が厳しいため、対象者が少なく事業を実施できない市町村があることから、年齢要件を40歳程度までとする等緩和すること。

具体的な支障事例

本県では晩婚化が進行しており、特に男性においては、年齢別初婚者数について、制度対象外となる35歳以上が全体の婚者数数の24%に上っており、35～39歳で結婚している割合は13.4%を占めている。また、男性の35～39歳の未婚率は36.9%と全国平均を上回っている。こうした中で申請の相談に来たカップルが補助対象外となってしまう事例が多く見られている。実際に、本県において当該交付金を平成30年度に活用した市町村は、5市町村であるが、3市町村において、補助対象外となる事例があったと報告されている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

34歳という年齢要件を緩和、撤廃することで、より多くの結婚を希望するカップルに対して、経済的な支援を実施することが可能になり、地域における少子化対策の推進に資する。

根拠法令等

令和元年度地域少子化対策重点推進交付金交付要綱、令和元年度地域少子化対策重点推進事業実施要領

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

花巻市、釜石市、福島県、須賀川市、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、高山市、三宅町、徳島県、宮崎県、沖縄県

○当市でも同様に晩婚化が進行しており、当市で実施した「結婚に関する市民意識調査(2016)」では、「結婚後の生活資金が足りない」という回答が上位にあり、住宅支援を含んだ経済的支援の必要性が高いが、補助対象年齢の制限(34歳)が弊害となっている。

○当県でも晩婚化は進行しており、特に男性の50歳時未婚率は26.20(2015年)となっており、女性も16.36(2015年)の高水準となっている。このため、当交付金を活用している一部の自治体においては独自の財源で35歳～39歳への支援を行っているところである。一方で、当県における当交付金の活用は3市村にとどまっており、諸要件が緩和されることで、活用を検討する市町村が増えることに繋がると思われる。

○当市において当該交付金の活用事例はないが、効果的な事業実施のため、地方の実態に沿った制度とする

よう、年齢要件を緩和していただきたい。

○地域少子化対策重点推進交付金を活用し、結婚新生活支援事業を実施しているが、年齢要件を満たさない場合(当事者の一方または両方が35歳以上)は市単独予算で補助している。

○晩婚化の進行は全国的な傾向であり、令和元年の当県の平均初婚年齢は男性が31.2歳、女性が29.3歳と上昇傾向にある。また、制度の対象外となる35歳以上の未婚率も上昇傾向にある中、年齢要件を緩和、撤廃することは、結婚を希望するカップルの経済的な支援となり、少子化対策の推進に資することができると思う。

○令和元年度に支給見込件数を実績が下回った18市町村のうち、13市町村がその理由に年齢要件を挙げた。また、町村部では自治体全体の婚姻件数が少ないため、所得・年齢要件のハードルが高すぎると、該当者がいなくなってしまうこともあり、実際に令和元年度は12町村において補助実績が0件となった。

○当市では、平成29年度で本交付金を活用した9件中2件が35歳以上であったため、平成30年度・31年度において、年齢要件により本交付金を活用できなかった世帯がいたと考えられる。そこで、34歳という年齢要件を緩和、撤廃することで、より多くの結婚を希望するカップルに対して、経済的な支援を実施することが可能になると考えられる。